



福県医発第 257 号 (地)

平成 25 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 25 年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成 25 年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改定に伴い別紙のとおり取扱う旨、福岡県福祉労働部より通知がありましたので、関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

25保援第0009号
平成25年4月 2日

福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護医療係)

平成25年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了知くださいますようお願いいたします。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(25. 4. 1)

1 福岡市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 240,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居宅分べん 249,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 119,280 円以内 7 日入院の場合 139,160 円以内 8 日入院の場合 159,040 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 62,868 円以内 7 日入院の場合 73,346 円以内 8 日入院の場合 82,824 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計		
(基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 364,680 円以内 417,680 円以内 7 日入院 384,560 円以内 437,560 円以内 8 日入院 404,440 円以内 457,440 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 308,268 円以内 361,268 円以内 7 日入院 318,746 円以内 371,746 円以内 8 日入院 328,224 円以内 381,224 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 254,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 240,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 245,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 240,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,311	450	10	25	192	1,988

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 771	100	15	10	151.8	1,047.8	947.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(25. 4. 1)

2 北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

NO. 2

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 240,000 円以内 居宅分べん 249,000 円以内	(特別基準 293,000 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,860 円以内 7 日入院の場合 138,670 円以内 8 日入院の場合 158,480 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 62,448 円以内 7 日入院の場合 72,856 円以内 8 日入院の場合 82,264 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 364,260 円以内 417,260 円以内 7 日入院 384,070 円以内 437,070 円以内 8 日入院 403,880 円以内 456,880 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 307,848 円以内 360,848 円以内 7 日入院 318,256 円以内 371,256 円以内 8 日入院 327,664 円以内 380,664 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 254,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 240,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 245,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 240,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,311	450	3	25	192	1,981

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	14日以内 771	100	15	3	151.8	7日以内	14日以内
						1,040.8	940.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(25. 4. 1)

3 福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について
NO. 3

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 240,000 円以内 居宅分べん 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,680 円以内 7 日入院の場合 138,460 円以内 8 日入院の場合 158,240 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 62,268 円以内 7 日入院の場合 72,646 円以内 8 日入院の場合 82,024 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 364,080 円以内 417,080 円以内 7 日入院 383,860 円以内 436,860 円以内 8 日入院 403,640 円以内 456,640 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 307,668 円以内 360,668 円以内 7 日入院 318,046 円以内 371,046 円以内 8 日入院 327,424 円以内 380,424 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 254,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 240,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 245,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 240,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,311	450		25	192	1,978

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	14日以内 771	100	15		151.8	7日以内 1,037.8	14日以内 937.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。